

京 都 大 学 人 権 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)</p> <p>(前 略) (構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 法務・コンプライアンス担当の副学長 (以下「担当副学長」という。)</p> <p>(2) 各研究科の教授又は准教授 1名</p> <p>(3) 研究所又はセンターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) <u>カウンセリングセンター長</u></p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>学生総合支援センター長</u></p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p>
<p>京都大学環境安全保健機構規程 (平成17年達示第6号)</p> <p>(前 略) (部門)</p> <p>第10条 機構に、次に掲げる部門を置く。</p> <p>環境管理部門</p> <p>安全管理部門</p> <p>放射線管理部門</p> <p>健康管理部門</p> <p>2 部門及び施設部環境安全保健課は、機構において第2条第1項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 <u>低温物質科学研究センター及びカウンセリングセンター</u>は、第1項に定める部門が行う業務の協力を行う。</p> <p>4 部門に部門長を置き、本学の教職員のうちから、機構長が指名する。</p> <p>5 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部門)</p> <p>第10条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 <u>低温物質科学研究センター及び学生総合支援センター</u>は、第1項に定める部門が行う業務の協力を行う。</p> <p>4 }</p> <p>5 } (同 左)</p>
<p>京都大学事務組織規程</p>	

改正前 (平成16年達示第60号)					改正後				
(前略) 別表1 (第4条関係) (略) 別表2 (第5条及び第6条関係)					別表1 (第4条関係) (同左) 別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通 事務部	2 課・セ ンター	3 部局	4 部局 事務部・事 務室	5 課・室	1 共通 事務部	2 課・セ ンター	3 部局	4 部局 事務部・事 務室	5 課・室
本部構内 (文系)共 通事務部	総務課 経理課	文学研究 科	文学研究 科事務部	—	本部構内 (文系)共 通事務部	総務課 経理課	文学研究 科	文学研究 科事務部	—
		文化財総 合研究セ ンター					文化財総 合研究セ ンター		
		教育学研 究科	教育学研 究科事務 部	—			教育学研 究科	教育学研 究科事務 部	—
		法学研究 科	法学研究 科事務部	—			法学研究 科	法学研究 科事務部	—
		公共政策 連携研究 部					公共政策 連携研究 部		
		経済学研 究科	経済学研 究科事務 部	—			経済学研 究科	経済学研 究科事務 部	—
		経営管理 研究部					経営管理 研究部		
		人文科学 研究所	人文科学 研究所事 務部	—			人文科学 研究所	人文科学 研究所事 務部	—
		経済研究 所	経済研究 所事務部	—			経済研究 所	経済研究 所事務部	—
総合博物 館	総合博物 館事務室	—	総合博物 館	総合博物 館事務室	—				
カウ ンセ リ ン グ セ ン タ ー	カウ ンセ リ ン グ セ ン タ ー 事 務 室	—	学 生 総 合 支 援 セ ン タ ー	学 生 総 合 支 援 セ ン タ ー 事 務 室	—				
大学文書 館	大学文書 館事務室	—	大学文書 館	大学文書 館事務室	—				
(略)					(同左)				
別表3 (第8条関係) (略) 別表4 (第14条関係)					別表3 (第8条関係) (同左) 別表4 (第14条関係)				
部局		事務組織			部局		事務組織		
カウ ンセ リ ン グ セ ン タ ー		学務部学生課			学 生 総 合 支 援 セ ン タ ー		学務部学生課		
(略)					(同左)				
京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)									

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、全学の相談窓口を<u>カウンセリングセンター</u>及び総務部人事課に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 前項の相談窓口相談員複数名を置く。</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつては<u>カウンセリングセンター</u>又は総務部人事課の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、全学の相談窓口を<u>学生総合支援センター</u>及び総務部人事課に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつては<u>学生総合支援センター</u>又は総務部人事課の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年8月1日から施行する。</p>